

日本の法人税をどう設計するか

—課税ベースの選択と国際化への対応—

田近栄治*

要 約

本論文は、課税ベースと国際化への対応の二つの観点から日本の法人税の設計を試みたものである。課税ベースについては、法人税率が企業的意思決定とさまざまな形でかかわっていることから出発した。すなわち、立地選択、投資額および所得活用の3つの決定すべてに法人税が関わっている。そのうち、経済学のサイドからは投資額に関する中立的な税制に焦点をおいて研究と政策提言がなされてきた。結果はキャッシュフロー課税が中立的な税制としてもっともふさわしく、それを実現するための多くの提案がなされている。

それに対して、本論文の主張は企業的意思決定は中立的な税制の射程に収まらず、現在では、国を越えた立地選択や税引き後利益の活用がむしろ主たる課題となってきたということである。新規投資だけではなく、既存の投資の負担軽減も重要であり、税負担の軽減を通じる企業価値の増加も必要である。こうした観点から日本が今必要としているのは、所得課税をキャッシュフローをベースとした税制に近づけることではなく、所得課税を維持しつつ、課税ベースを徹底的に広げることによって、税率を引き下げることである。

国際化した経済における法人税の対応については、あるべき課税方式として、全世界所得課税方式と源泉地課税方式の原則とその現実の検討から始めた。事業体選択や移転価格などを駆使した低税率国への所得移転が増大した結果、アメリカ国内の法人の課税ベースは大きく浸食されている。そうしたなかで全世界所得課税方式を維持しつつ、必死の取り組みがなされている。それに対して日本は、世界一高い法人税率の是正に先立ち、源泉地課税方式の採用に踏み切っている。

そもそも法人税は、企業が海外で現地企業や海外企業と等しい条件で競争していくために、企業活動の行われるところで完結したものであるべきである。そのための課税方式としては、源泉地課税方式が望ましい。しかし、ここでもまた世界一高い法人税率が問題の根底にあることを考えると、直接投資に係る移転価格税制や外国子会社合算税制の見直しを図り、そこで上がった税収を税率の引下げの原資とする改革が必要である。そのためには日本企業の内外の雇用数、売上額や収益の比較分析が不可避である。また、そうした実態に基づきつつ、無形資産の評価や費用分担を通じる所得の海外移転を移転価格税制によって対処することができるのかについても検討を行うことが必要である。

以上が、課税ベースと国際化への対応を軸にした法人税の設計である。この設計の要となるのは、この二つの課題ともに、法人税率引き下げの財源をまずは、法人税の思い切った改革によって、いわば自分のなかから作り出すことである。それは同時に、国際化した経済において、日本の法人税改革にもっとも求められていることは、税率の引き下げであることを政府も企業も共通して理解しなければならないことを意味している。

* 一橋大学大学院経済学研究科国際・公共政策大学院教授

I. はじめに

経済のグローバル化が進展するなかで、高い法人税率が経済成長をさまたげているという懸念は多くの国で共有されている。ジョージ・W. ブッシュ大統領の時に大統領経済諮問委員会の委員長（1989年－93年）であった、ボスキン・スタンフォード大学は、最近ウォール・ストリート・ジャーナル紙に寄せた「法人税をゴミ箱に入れる時だ」という記事のなかで、「アメリカの法人税率は、先進諸国のうちで世界第2位の高さである（州レベルの法人税を合わせた39%という高さは、OECD平均より50%も高い）。ドイツやカナダをはじめとしたアメリカの競争相手国は法人税率を引き下げているため、アメリカの国際競争力は下がっている」として、アメリカの法人税率の引き下げを主張している¹⁾。

先進諸国の間で、アメリカと法人税率の高さを競い合っている日本としては、苦笑いを禁じ得ない記事であるが、ここで法人税率「世界第2位」の上には世界1位があり、それは日本を指しているのである。日本の法人税率は、国が30%であり、地方の法人事業税と法人住民税がほぼ10%、合わせて40%を超えた水準である。それに対して、アメリカでは連邦政府の法人税率は35%であるが、それと州レベルの税率をあわせると日本の税率より低くなる。また、アメリカでは州レベルの法人税率は州ごとに連邦政府とは独立して決定されること、また州間の税率引き下げ競争から州によって税率には大きな変化があること、さらに州によっては独自の特別優遇措置があることを考えると、実効的には日米の法人税率の格差は、表面税率の格差よりも大きいと思われる。また、アメリカ

の連邦政府の主たる税源は、個人と法人の所得への課税であるのに対して、日本では所得への課税に加えて消費税もある。にもかかわらず、世界一高い法人税率というのは、国際的にみて、日本の法人税率は、先進諸国のなかで突出して高いと言わざるをえない。

もちろん日本の政府も法人税の引下げに無頓着でいるわけではない。政府は、『新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～』を閣議決定し（2010年6月18日）、①グリーン・イノベーション、②ライフ・イノベーション、③アジア経済戦略、④観光立国・地域活性化、⑤科学・技術・情報通信立国、⑥雇用・人材戦略と⑦金融戦略からなる7つの戦略分野を提示し、そのなかで経済成長にとくに貢献する21の施策を国家戦略プロジェクトと呼んでいる。

そのなかの一つプロジェクトが、「法人実効税率引下げとアジア拠点化の推進等」であり、「日本に立地する企業の競争力強化と外資系企業の立地促進のため、法人実効税率を主要国並みに引き下げる。その際、租税特別措置などあらゆる税制措置を抜本的に見直し、課税ベースの拡大を含め財源確保に留意し、雇用の確保及び企業の立地環境の改善が緊急の課題であることも踏まえ、税率を段階的に引き下げる」としている。

こうした日本の法人税率のあり方について、田近（2010b）は日本における法人税の負担の実態を踏まえて、法人税率の引下げに向けての具体的な方策について論じている。そこでの指摘は、70%を超える法人が毎年欠損金を出しているという赤字法人課税問題、減価償却の加速化による課税ベースの浸食や研究開発促進税

1) Boskin, Michael J. (2010), *Wall Street Journal*, 2010年5月6日記事。

制による税額控除の業種別偏りなど、さらに検討が求められる課題があることは確かであるが、40%を超える法人税率を下げるためには30%の国の法人税率を引下げるだけでは不可能であり、地方法人課税を含む抜本的な見直しが必要であるというものである。すなわち、課税ベースの拡大や租税特別措置の廃止といった一般論だけでは、新興国はもちろんのこと、アメリカを除く他の諸国水準並みに日本の法人税率を引き下げることにはできないというのが現実である。

経済の国際化が進む一方、少子・高齢化から国内市場の拡大が期待で期待できないなか、今後もわが国企業の海外進出は続くと思われる。一方、グローバル化した経済の片隅に追いやられてしまわないためには、海外から日本への企業の積極的な受入も不可欠である。したがって、国内経済の活性化のために、田近（2010b）で論じられたような具体的な方向性を持った法人税率の引き下げを避けて通れないことは確かである。

本稿はこうした差し迫ったわが国の法人税改革を見据えつつ、課税ベースの選択と国際化への対応の二つの観点から、法人税をどう設計したらよいかについて検討することを目的としている。課題への取組みが急を要するとしても、法人税の根幹に関わる設計を誤るべきではないというのが本稿のねらいである。法人税制は企業の投資、資金調達などさまざまな影響を及ぼすが、そのなかでもとくに投資決定に及ぼす歪みを最小にするべきである。とくに、投資決定に影響を及ぼさない法人税のことを中立的な税制と呼ぶが、そうした税制はどのようなものかについてこれまでの議論を整理し、わが国法人税改革に対して示唆するものは何か考える。課税ベースの選択とは、法人税が中立的税制となるための課税所得のあり方を示すものである。

経済の国際化は、現在法人税をめぐる最前線の問題の一つである。最近わが国では、外子会社から送金される配当課税について大きな改

正を行っている（2009年度改正）。これは海外子会社の配当を非課税（益金不算入）とするものであるが、それ以前では海外子会社の所得を含めて全世界所得への課税を原則としていたことと比べると大きな改正である。つづいて、2010年度には外国子会社合算税制（いわゆるタックスヘイブン税制）では、低税率国とみなされる税率（トリガー税率）を引き下げたり、資産性所得という所得区分を設け、実体のある特定外国子会社においても資産性所得については親会社の所得と合算して課税することとするなどの改正がなされている。わが国企業の海外投資が進むなかで、こうした法人税の国際的側面でなされている改正をどう評価し、今後の改革につなげるかが重要な問題となっている。本稿では、法人税の国際化への対応について、アメリカなどの対応を参考としつつ改革に向けた筋道をさぐる。

本論に先立って結論的なことを述べておきたい。中立的な法人税率としてキャッシュフロー課税があり、Mead Committee（1978）以降もキャッシュフロー課税が、抜本的法人税改革の基礎となっている。そして、キャッシュフロー課税のさまざまなバリエーションについては、Hall and Rabushka（1995）、田近・油井（2000）、大統領諮問委員会報告（The President's Advisory Panel on Federal Tax Reform, 2005）、Sorensen（2006）、OECD（2007）、U.S. Treasury（2007）、Kleinbard（2007）、Auerbach, Devereux and Simpson（2008）、Warren（2008）などの著作、報告書や論文がある。

そうしたさまざまな検討結果を踏まえても、企業会計上の利益をベースとしてしごを削っている企業を相手にして、所得ベースの法人税からキャッシュフローベースの法人税に移行することには多大の困難があると思われる。また、大きな設備を要する製造業から、知識や人手が大切なITやサービス産業に産業構造の軸足が移っていくなかで、減価償却に代わって、資本取得費の全額を控除するキャッシュフロー課税に移行することのメリットも薄らいでいる。加

えて、アメリカを除く諸国では、付加価値税（日本では消費税）によって企業のキャッシュフローと給与部分への課税はなされている。しかも、付加価値税は輸入取引へは課税する一方、輸出取引はゼロ税率，すなわち仕向け地課税方式となっているため，すでにキャッシュフロー課税にともなう輸出コストの増加を回避する仕組みとなっている。

こうした状況を考えると，企業会計から税務会計まで巻き込み，両者を完全に遮断することにもなう「大騒ぎ」をしてまで，所得課税からキャッシュフロー課税に移行する必要があるのかというのが，本稿の結論である。より効果的な改革は，法人税率の引下げのために課税ベースをできるだけ広くすること，また資本所得への課税の範囲だけでも，このほか個人が受け取る配当やキャピタルゲインへの課税の適正化を行うことである。このように法人税とそれに関係した税から収入を確保しつつ，個人所得税や消費税を含めた税制全体の見直しを行い，さらに一段の法人税の引下げを図るべきである。

法人税の国際化への対応については，現在でも世界所得への課税を原則としているアメリカでの議論が参考となる。多くの資料があるが，大統領諮問委員会報告（2005）のほか，アメリカ下院歳入委員会（United States House Committee on Ways and Means）における，税制がアメリカの競争力に及ぼす効果をテーマにした公聴会（2006年）や移転価格をテーマにした公聴会（2010年）がある。同じく，上院財政委員会（United States Senate Finance Committee）でも全世界所得課税と源泉地課税を扱った公聴会（2008）があり，いずれも有益である。とくにこれらの公聴会では，政府内部を含めたこの分野の専門家たちが資料を提出のうえ証言しており，同じ問題に対する考え方の幅を知る上でも興味深い。

そうした議論と対照しつつ，上に述べた2009年度と2010年度のわが国の国際課税の改正を考えると，日本の企業が海外で現地企業およびそこに進出している海外からの企業とイコ

ール・フットイングで競争するためには，全世界所得課税から源泉地課税（国外所得免税）への課税方式の移行は不可避であると思われる。また，アメリカを除く海外企業のほとんどは，源泉地課税方式を前提としていることを考えると，実質的にはそれ以外の選択はなかったとも言える。しかし，問題は日本の法人税率が世界一高いというなかでの選択だということである。今後，外国子会社からの配当の益金不算入制度が定着するにともない，日本企業はその所得を海外に移転することによる節税を強化することと思われる。

そうしたなかで，移転価格などさまざまな手段を通じて計画的になされる日本国内から海外への所得移転に対して，国内の課税ベースを守るための適切な対抗措置が必要となる。そうした措置の一つとして2010年度の改正がなされたが，これまでの制度の手直し程度にすぎない。今後，独立企業原則（Arm's Length Standard）に基づいた無形資産の評価とその親会社・子会社間の配分をさらに洗練することが可能なのか，あるいは，全世界関連企業の資産額，売上額や雇用者数などに基づく「公式に基づく配分」（Formulary Apportionment）など連結課税の導入を図らないといけないのか，本格的な検討が必要である。また外国子会社合算税制では，トリガー税率が引き下げられたため，合算課税の対象とならない国や資本取引が増大する。そうしたなか，合算認定を事業活動に基づく適用除外基準と所得基準の二つの基準によって行う，現在のハイブリッドな仕組みを見直す必要がある。その場合，アメリカのようにトリガー税率という考え方と適用除外基準を原則的に廃止し，国境を股にして動く流動的な所得に合算課税の網をかぶせるという改革も考えられる。

ここでもまた，正すべき問題の本丸は，世界一高い日本の法人税であることを忘れてはならない。そのためには，移転価格税制や外国子会社合算税制を適切に強化することによって増税を図り，法人税率に必要な財源はまずは，そ

のなかから工面するという税制改革の方向付けが今後ますます大切になっていくと思われる。

以下第2節では、法人税率に着目して、高い法人税率はなぜ問題なのか、そして企業の意思決定の影響をおよぼす3つの法人税率とは何

かについて述べる。第3節では課税ベースの選択を取り上げ、中立的な税制とは何か考える。第4節は法人税の国際的側面について論じる。第5節は結論である。

II. 法人税率を考える—高い法人税率の弊害と3つの法人税率

II-1. 高い法人税率はなぜ問題か

所得には労働、資本や土地を稼得の源泉とする勤労所得、資本所得や地代などがある。このうち資本所得への課税は、他の所得と比べると複雑である。それは、企業（法人）で所得が発生した段階とその所得を受け取った段階の二つの課税ポイントがあることによる。法人税とは、このうち企業で所得が発生したところでかけられる税であるが、資本所得への課税の観点からは、受取り段階まで含めた全体的な課税のあり方を考えることが重要である。

そうした視点から資本所得課税が経済成長に及ぼす効果について、これまで多くの研究がなされてきた。経済学者の間では、Chamley(1986)やLucas(1990)の主張がよく知られており、そこから政策の（時間）整合性などをめぐってその後、議論が展開されている。Chamley-Lucasらは、経済が均斉的な成長（人口増加だけではなく、人的資本の蓄積などによる一定率の成長）の状態では資本所得への課税はしないほうが良いというものである。つまり、資本所得への課税は成長阻害となる。ただ、均斉成長に近づく移行過程でなされる資本蓄積への課税については、当初消費から投資への配分が大きいため、分配の観点から必ずしも資本所得課税をゼロにすべきではないが、成長の観点からすれば資本所得への課税はできるだけ避けるべきであり、その他消費への課税などで代替すべきであるという結論になる（田近・古谷, 2001）。またこれ以外に、世代が重複しつ

つて何世代もが続いていくようなモデルでも、同額の税収をあげるうえで資本所得への課税より、消費への課税が望ましいという結論がでている。

このように資本所得への理論的な分析に対し、最近、OECDでなされたArnold(2008)の実証研究が興味深い。Arnoldは税制の構造に着目して、各国の税収に占める法人所得税、個人所得税、消費課税や資産課税の割合が成長にどのような影響を及ぼすかを分析している。分析は、日本を含む21のOECD諸国の1971から2004年の（パネル）データをもとにして、人的および物的資本蓄積の影響などを除去しつつ、各国の税率構造が成長率に及ぼす効果を調べたものである。論文では、経済成長促進の面から税率構造は順序化することができ、成長にもっともフレンドリーな税は、固定資産税や經常財産税などの資産課税、次は消費課税であり、この二つに比べると個人所得課税ははるかに成長阻害的であり、成長の観点からは、法人所得税はもっとも望ましくないと結論づけられている。

以上の研究成果をもとに経済学者の間では、成長との関連では、資本所得への課税は慎重であるべきであり、とくに法人税についてはできるだけ負担を減らす方向が望ましいというのが共通認識となっている。そうした観点から以下では、高い法人税の問題点についていくつか事例的な指摘を行いたい。

第1は企業のリスク・テイクについてである。リスク・テイクと資金との関係を考えると、税

引き後の内部資金と借入金の間には、明らかに相違があると思われる。右上がり経済でも企業がリスクを取れるようにするためには、税引き後の利益と減価償却費を加えた内部資金が重要である。これは高度成長期のわが国企業を見ても明らかであり、企業の内部資金を充実させるために税制面からは、特別償却制度や各種の引当金・準備金制度が創設された。高度成長期のあとに見られた時価発行ブームも、それがその後のバブル経済の引き金の一つとなったとしても、借入金ではリスクをとることが困難であることの反映であると思われる。企業がリスクをとることができる環境を整えることの重要性は、現在の日本の成長を高めるために不可欠であり、こうした観点からも高い法人税率は望ましくない。

第2は株価との関係である。「トービンのQ」を持ち出すまでもなく、実物経済と金融との間は、企業の資産価値を通じて密接に関係している。ここでも高い法人税率は、企業の税引き後利益を圧縮し、その結果株価に対して負の効果を持つ。株価の低迷による実態経済の縮小は、デフレという名でこの20年間日本が見てきたことにほかならない。もちろん、株価の低迷はさまざまな要因の結果であるが、高い法人税率を引下げることによる株価引上げ効果が期待できる以上、日本の法人税率をそのまま放置するべきではない。

第3は経済の国際化との関連である。経済のグローバル化のなかで国境を越えた企業活動が活発化している。そうしたなかで、日本の高い法人税率は企業の海外進出に拍車をかけるだけではなく、海外から日本への投資への阻害要因となっている。円高の弊害とならんで、このことは長年指摘されてきた。しかし、現在ではそれに加えて、論文のはじめにも述べたように、節税を目的とした日本の親会社から海外子会社への所得移転が懸念されている。ここでのポイントは、節税がダメなのではなくて、節税行動を誘発する高い法人税率をどう引き下げていくかである。問題の全体を考えた上で、法人税の

あり方を考える必要に迫られていると思われる。

第4は資本が国境を飛び交う中で、法人税の負担が労働に転嫁されやすい環境となっていることである。日本が高い法人税を続ければ、資本は海外に移動する。その結果、日本に残る企業の生産性上昇率は低下して、賃金も伸びない。問題はそれ以上に、日本における雇用の確保が困難となることだ。そういう事態もありえるなかで、日本がなぜ世界一高い法人税率を維持し続けるのか、その根本的な意味を問い直す必要がでてくる。

第5は地方法人税のあり方である。そのなかでも、都道府県税である法人事業税は、外形標準課税として企業所得以外にも、付加価値額や資本額に応じた課税をしている。田近（2004, 2010b）は、法人事業税の外形標準課税について、赤字法人対策としてこの税が必要であるという趣旨に反して、資本金1億円以下の企業には不適用であること、またグローバル化した経済のなかで、所得以外の課税は企業活動の足かせとなり、とくに海外からの企業誘致を困難にすることから、世界中で外形標準課税は廃止されていることを指摘してきた。

この指摘の背景には、外形標準課税には中小企業課税および雇用の維持・促進の観点から、根源的ともいえる大きな問題が潜んでいるという認識がある。まず、中小企業課税、とくに赤字法人課税については、所得という（支払い能力の）裏付けを無視して中小企業に対して外形標準課税を行うことは、そもそも不可能である。そのため、資本金1億円以下の企業には不適用とせざるをえないのであり、問題は外形標準課税が中小企業に適用されていないことではなく、赤字法人対策として外形標準課税が不適當であったということである。また、付加価値の多くは賃金であることを考えれば、外形標準課税として付加価値に課税すれば、雇用に対して負の効果を持つことも明らかである。さらに、雇用の多くは中小企業が担っていることを考えれば、外形標準課税とはいったいなんのための

税であったのかということになる。地方の税収を確保することは重要な問題であるが、それを法人に対する外形標準課税で行おうとするとともに、問題の本質がある（田近・八塩，2010a）

以上、高い法人税率はなぜ問題なのかについて述べた。経済成長との関係、企業活動の活性化、経済の国際化への対応や雇用確保の観点から、法人税の引下げは、現在の日本の急務である。しかし、その改革は税制全体を考えるなかで行わなければならないことも等しく重要である。すなわち、法人税の引下げと同時に個人所得課税や消費税などの改革を進めなければならない。個人所得課税では、田近・八塩（2010c）でも論じたとおり、諸控除の見直しと同時に税額控除を通じた負担調整を行い、適切な累進性を保ちつつ安定的な税収確保を実現する必要がある。同じく消費税においても、その引上げにあたっては税収の用途や負担調整などについて、国民が受け入れることができる具体的な提案が必要である。

II-2. 3つの法人税率

企業の意思決定に法人税はさまざまな影響を及ぼしているが、法人税率のあり方を突き詰めて考えていくと、Auerbach, Devereux and Simpson (2008) らも指摘しているように、3つの税率が関わっていることがわかってくる。すなわち、平均実効税率、限界税率および法定税率である。投資に関わる意思決定の決定を追いながらこの点を考える。

まず、投資をするか、しないかの選択である。ひとたび投資を行えば、据えつけた資本設備や建物の回収は容易ではないし、雇用の調整はさらに難しい。海外での投資では、こうした投資に係る問題は一層困難であり、撤退が不可能な事態では、投下した資本全部がサンクコストになりかねない。そうした投資をするか、しないかの選択においては、企業は投資環境に係るさまざまな要因を踏まえて意思決定を行うが、投資によって得られる利益に対する税引き後の収益率が、もっとも重要な判断材料であろう。こ

れを税制面から言いかえれば、平均実効税率がものを言う。

そこで、投資を行うという決定がなされたすると、企業の第2の意思決定は、どれだけの額を投資するかである。この場合、企業は投資（資本投入）の限界的な収益率と限界的なコストが等しくなるところで投資を行うと考えられる。税制はこの限界的なコストに影響を及ぼすことによって、投資額にも影響を及ぼす。仮に税制によって限界的なコストが上がれば、投資額は減少する。法人税がなかった場合の限界コストに対する、法人税による限界コスト増加分の比率を限界税率と呼ぶことにすれば、投資額の決定に影響を及ぼすのは、この限界税率である。

投資が行われ、その額も決定し、いよいよ利益が生じたとする。企業の直面する次の意思決定は、その利益から法人税を払ったあとの税引き後利益をどう活用するかである。グローバル化した経済では、資本は国境を越えて移動する。そうしたなか、企業としては税負担のできるだけ低い国に利益を集めようとするであろう。この場合、すなわち税引き後利益を金融的な取引によって移動させるにあたって影響を及ぼすのは、源泉課税を含めた法定税率であると思われる。

このように投資に係る企業の意思決定に応じて、3つの異なった法人税率が影響を及ぼすと考えられる。このうち平均実効税率は、法定税率以外にも、繰越欠損金、受取配当や交際費の課税上の扱い方から始まって、企業会計との接点では減価償却費や貸倒れ額の算定方法などが関わり、税額自身の決定では各種の税額控除のあり方など、法人税に係るすべての制度と関係している。田近（2010b）では、企業会計上の所得（利益）と税務会計上の所得との異同を踏まえて、平均実効税率について検討を行ったうえで、税務統計からわが国企業の最近の法人税の平均実効税率を推計している。

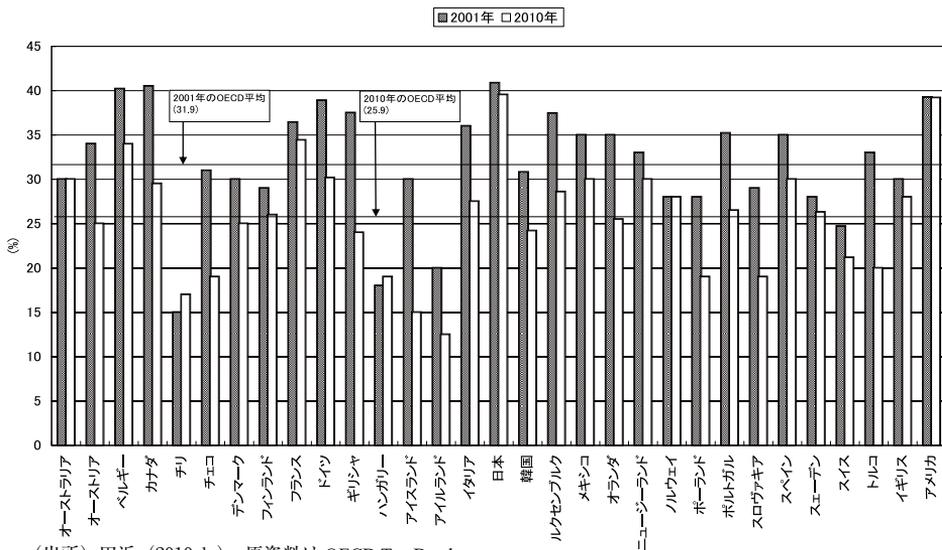
平均実効税率が法人税に関係する現実の諸制度の反映であるとするれば、限界実効税率はより

概念化された法人税率である。それは、限界税率をゼロとする税制は、投資額に影響を与えることなく、税収を確保することができることを考えれば明らかである。そこで企業から税収を得つつ、投資を阻害しない税制のことを「中立的税制」と呼び、中立的税制を実現する課税ベースのあり方について多くの研究と提案がなされている。本稿では、次節でそうした税制について論点を明らかにする。

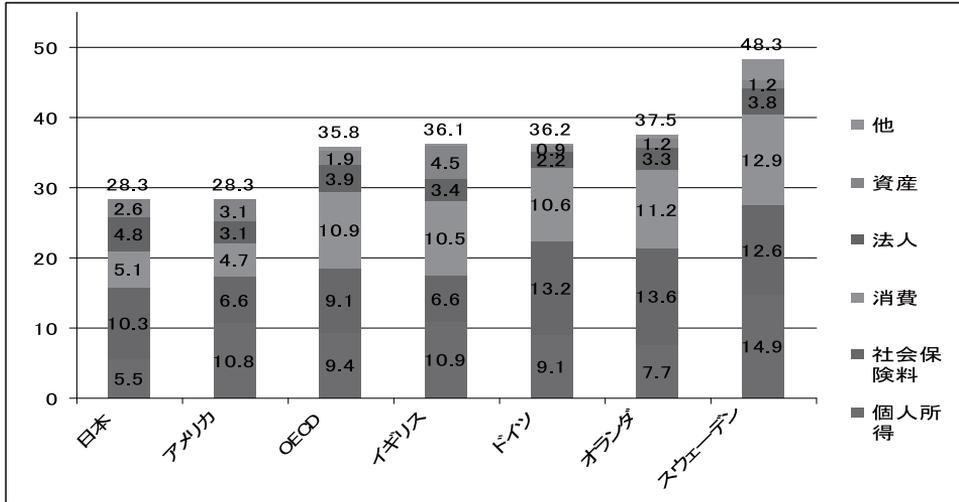
法定税率は、法人税のもっとも直接的な指標で、本稿のはじめに引用したボスキン教授の記事からも明らかなように、各国は自国の法定税率の高さに神経をとがらせている。また、上に述べたように、金融取引を通じた企業所得の国際的な資本移動に影響を及ぼすことから、最近はさらに関心が高まっている。

図1は、OECD諸国の2001年と2010年の法人税の法定税率を比較したものであるが、この間各国がこの税率を引き下げているなかで、日本とアメリカが突出して高い税率を維持していることがわかる。これに対して、図2は、日本、アメリカおよびヨーロッパ諸国の税・社会保障負担の対GDP比率（2007年）を示したものである。ここからわかることは、日本の税・社会保障全体のGDP比率は、アメリカとならんでここで取り上げた国のなかではもっとも低いにもかかわらず、法人税収の対GDP比率はもっとも高いことである。一方、法人税の法定税率は日本と並んで高かったアメリカの法人税収の対GDP比率は、ドイツを除くヨーロッパ諸国よりも低い。これより、平均的な税負担でも日本の法人税負担は高いことがわかる。

図表1 OECD諸国の法人税率（国税と地方税）



図表2 税・社会保険料負担の対 GDP 比率, 2007 年, (%)



(注)「個人所得」の中には給与所得に加え、ここでは資本所得（利子・株式譲渡益など）も含まれている。
 (出所) 田近・八塩 (2010a)。原資料は、OECD, *Revenue Statistics*, 2009

Ⅲ. 中立的税制とは

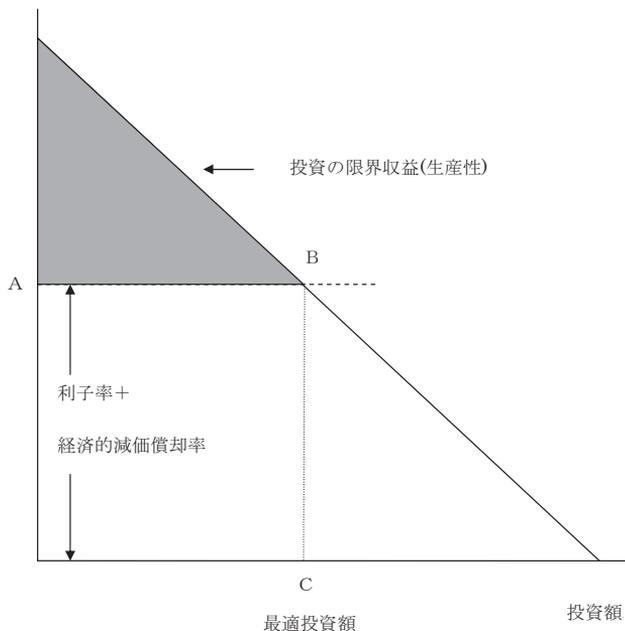
Ⅲ-1. 中立的税制の基礎

前節では、中立的税制とは投資を阻害しない税制であると述べた。ここではまず、資本コストについて説明し、中立的税制を実現する法人税とは何か明らかにする。結論を先取りすれば、所得課税によっても中立的税制を実現することができるが、そうした税制を実際に施行することは困難である。それに対してキャッシュフローへの課税もまた中立性を実現でき、法人税の抜本的改革と呼ばれるものは、いずれも所得課税からキャッシュフロー課税への移行を目指すものである。しかし、現実を踏まえた法人税の設計の観点からすると、課税ベースの選択としてキャッシュフロー課税は企業の受け入れるものではなく、所得課税のもとで課税ベースをできるだけ拡大しつつ、税率を引き下げる戦略に立つべきである。

企業は投資から発生するキャッシュフローの割引現在価値を最大化するように投資額を決定すると考えられる。その場合限界収益（生産性）と限界コストが等しくなるところで投資が決定される。ここで、投資の限界コストとは、もしその投資を行わなかった場合に運用して得られる機会的なコストと資金を機械などの資産に投下したことによる資産の減耗コストを足し合わせたものと考えることができる。そのうち、機会コストは安全資産に投資した時の利子率とし、投下した資産の減耗コストは経済的減価償却率であるとしたものが、資本コストである。すなわち、

$$\text{資本コスト} = (\text{安全資産の運用}) \text{利子率} + \text{経済的減価償却率}$$

図表3 投資額の決定



ここで減価償却率に経済的という言葉を用いているのは、投下した機械などの価値は物理的な耐用年数によって減っていくだけではなく、技術革新による陳腐化などによっても減価するため、資産の経済的価値の減耗という意味を反映させるためである。

以上の投資決定を示したものが図表3である。図中、投資の限界収益は右下がりの線で示されている。原点から点Aまでの縦軸の長さは、資本コスト（利率+経済的減価償却率）である。上の説明から投資の限界収益率と資本コストの等しくなる点Bで投資が決定され、原点から点Cまでの長さが最適投資額となる。図中、投資の限界収益の線とABの間の影のついた部分は、この投資によって（この投資をしなかった場合）通常期待される収益と（機械などを投入したことによる）コストを上回って得られた収益であり、レントないし超過利潤と呼ばれている。

中立的な法人税制とは、税が課せられたあとも企業はこの図で示されたのと同じ投資決定を行うような税制のことである。すなわち、投資

決定に歪みを与えず税収を確保するような税制のことであり、この場合法人税は、実質的にレントへの課税となる。このことから中立的税制はレント課税だとよばれる。

以上をもとに中立的税制を考える。ここで法人税率を t で表すことにすれば、税引き後の限界収益は、「 $(1-t) \times$ 限界収益率」となる。ここで、投資が全額借入金で賄われ、支払利子は全額課税所得から控除されるとすれば、借入コストは「 $(1-t) \times$ 利率」となる。さらに、課税所得の計算において減価償却費は、経済的減価償却率に基づくとする。その場合、税引き後の減価償却費は、「 $(1-t) \times$ 経済的減価償却率」となる。

以上を総合すると、この法人税制の導入後の最適投資は、次のようになる。

$$(1-t) \times \text{限界収益率} = (1-t) \times \text{利率} + (1-t) \times \text{経済的減価償却率}$$

両辺から $(1-t)$ を除去すれば明らかのように、中立的税制となる。すなわち、所得課税の

もとで、①限界的な投資はすべて借入金で調達すること、②課税上の減価償却率と経済的な減価償却率を等しくすることが実現できれば中立的な税制となる。しかし、税制が企業の資金調達方法を指定することは不可能であること、また、通常資産の耐用年数などから決められる減価償却率を資産の経済的価値の減価率とすることは、きわめて難しい。たんに資産の経済的価値の減価率を推計するのが困難だけでなく、物価変動による価値の変化もあることを考えると、その困難は想像以上であるといえる。

そこで所得課税ではなく、キャッシュフロー課税によって中立的税制が実現できないかということになる。キャッシュフローの計算上、投資にともなう費用は減価償却額ではなく、投資額（資本取得費）自体である。所得課税の用語で表現すれば投資の即時償却である。この場合、限界的な1円の投資は全額課税所得から控除されるので、1円の投資の税引き後費用は、「 $1-t$ 円」となる。したがって、投資は次のように決定される。

$(1-t) \times$ 限界収益率 = $(1-t) \times$ (利率 + 経済的減価償却率)

これからわかるように、キャッシュフロー課税は（即時償却の結果）資本の取得費用を法人税率分割安とすることにより、中立的な税制が実現する。法人税の抜本的改革の論者はいずれも、所得課税のもとで中立的税制を実現することの困難と比べて、キャッシュフロー課税の簡便性をもってその根拠としている。

Ⅲ-2. キャッシュフロー課税をもとにする諸提案

Mead Committee (1978) は、その税制改革案の根本にある個人サイドの支出税を補完するものとして、企業サイドではレント課税としてキャッシュフロー課税を提案した。その提案は詳細にわたり、実物取引以外に金融取引も含めた課税方式の検討もなされている。これが、法

人税の抜本改革のいわば火付け役であるが、その後もキャッシュフロー課税のさまざまなバリエーションが提案されている。

Hall and Rabushka (1995) はフラットタックスの名のもとに、企業課税としてキャッシュフロー課税を提案している。そのアイデアは、付加価値を企業のキャッシュフロー部分と賃金部分とに分け、どちらにも一律の税率をかけようとするものである。賃金部分の課税には控除が適用されるので付加価値に完全に課税するものではないが、直接税の形で付加価値への課税を行う形になっている（田近, 1996）。その後、このアイデアを生かしつつ、さらに付加価値税の特徴である仕向け地課税（すなわち輸出を非課税として、さらに前段階の税額控除を行うこと）をキャッシュフロー課税に反映させようという考えもでてきている。そうしたものとして、大統領諮問委員会報告（2005）のなかの Growth and Investment Plan, U.S. Treasury (2007) および Auerbach, Devereux and Simpson (2008) などある。

キャッシュフロー課税を所得税に近づけた形の提案もなされている。これは、投資時点で即時償却を認めキャッシュフローに直接課税するのではなく、毎年減価償却を認めつつ、投資額のうち償却されていない資本部分から発生する機会費用の控除を認めるものである。ACE (Allowance of Corporate Equity) の名のもとにベルギーなどで実施されている。同種の提案は、Kleinbard (2007) によってもなされている。この考え方を以下、シンプルな例で示すことにする。

投資額を200とする。即時償却すれば投資した年に200の控除が可能である。仮に、初年度は償却を行わず、第2年目に行ったとする。ACEの考え方によれば、初年度に償却はなかったため200資本が残存している。それから発生する費用は、200にみなし収益率をかけたものである。その率を r とすれば、 $200r$ の費用が発生したことになる。そして、第2年目に200の償却を行うので、この年の控除額は、

$200r + 200 = 200(1+r)$ となる。その初年度価値（割引現在価値）は、200となり、即時償却と同じ効果が生まれる。

次に、第2年目と第3年目にそれぞれ100の償却をする場合を考える。この場合上の説明にしたがうと、第2年目の控除額は、 $200r + 100$ となる。第3年目の当初に残っている資本は100なので、この年の控除額は、 $100r + 100$ となる。第2年目と第3年目の控除額の現在価値を求めると、 $(200r+100)/(1+r) + (100r + 100)/(1+r)^2 = 200$ となり、この場合も即時償却の場合と同一効果となる。この例から予想できるように、ACEではどの償却率をとっても、投資による控除の現在価値は即時償却の場合と同一になる。このように一見所得課税のように見えるが、ACEはキャッシュフロー課税のバリエーションの一つであることがわかる²⁾。

Ⅲ-3. キャッシュフロー課税の評価：即時償却か法定税率の引下げか

以上、中立的税制の観点からキャッシュフロー課税とそのバリエーションについて検討した。そこからわかったように、法人税の設計において根本的な問題は、課税ベースの算出において即時償却を認めるのか、所得課税を維持しつつ、課税ベースをできるだけ広げて（すなわち、この場合には減価償却をむしろ小さく抑えて）、法定税率の引き下げを図るのかの選択である。投資への歪曲効果のないレント課税として、キャッシュフロー課税はそのシンプルさもあいまって、経済学者の生み出した魅力的な法人税制であることは間違いない。しかし、第2節で述べたように企業にとって重要な意思決定は、ひとたび投資を行うことを決めたあとの投

資額の決定だけではない。経済がグローバル化した現在、投資額に対する中立性のみで法人税を設計することはできない。

そうした企業の意思決定全体から法人税を考える時、Neubig（2008）は非常に興味深い指摘を行っている³⁾。直接的には、大統領諮問委員会報告（2005）のGrowth and Investment Planで提案されているキャッシュフロー課税についてのコメントであるが、Neubig（2008）はキャッシュフロー課税はビジネスマンの欲するものではないという主張をしている。その根拠として7つの理由をあげているが、そのなかでの重要と思われる理由は下記のとおりである。

- ・即時償却は新規投資にのみ適用されるのに対して、法定税率の引下げの効果はすべての資本に適用される。
- ・装置型産業以外では、無形資産がますます重要となっており、そこでは実態的に即時償却が適用されており、キャッシュフロー課税への移行をとくに図る必要はない。
- ・即時償却にともなって一般的に支払利子控除が制限されることへの危惧がある。
- ・即時償却によってキャッシュフローが課税上マイナスとなったとき、即時還付が保障されるのか。
- ・企業の立地選択や税引き後所得の有効活用においては、限界税率ではなく、平均実効税率や法定税率が重要である。この場合、法定税率が下がることで、これまで法人税が引き起こしていた企業の意思決定の歪みは相当程度改善される。
- ・キャッシュフロー課税は、消費課税への一步を目指したものであり、赤ずきんちゃんの物語に出てくるおばあさんの姿に化けた狼ではないのか。

2) ACEと同様の提案は、Kleinbard（2007）も行っている。直接的には、Kleinbard（2007）の提案しているBusiness Enterprise Income Taxについてであるが、Warren（2008）は厳密な検討を行い、キャッシュフロー課税であるならば、みなし利率を用いたり、残存資本の記録を要するようなACE型の法人税ではなく、即時償却の方が簡明ではないかという指摘を行っている。

3) Neubig（2008）と同様の主張は、Sullivan（2008）によってもなされている。

いずれももっとも指摘であるが、国際的な資本移動が活発化しているなかで海外からの資本を引きつけ、また自国の所得の海外流出を防ぐためには、法定税率の引き下げ、およびそれを実現する課税ベースの拡大がますます重要となってきたのではないかと考えられる。中立的な法人税制の価値を否定するものではないが、即時償却によって課税ベースが縮小すれば、法人税から一定の税収を上げようとする限り税率は上がる。

また、Neubig (2008) の指摘する欠損金の還付問題も生じる。こうしたコストを払ってまで、投資額の決定という限定的な意思決定における税制中立性を目指すべきではなく、国際化した経済のなかで、実物、金融を問わず投資に対してより広い意味で中立的な税制を目指すことが、現在の日本の直面した法人税の設計であると思われる。

IV. 経済の国際化への対応

IV-1. 全世界所得課税方式の問題点

法人税は立地選択、投資額、所得移転など、企業的意思決定のすべての面と関わるが、経済が国際化して、海外直接投資が増大するにしたがい、立地選択と所得移転の面で税制がとくに大きな影響を及ぼしていると思われる。すでに述べたように、立地選択では国内と外国との間の平均実効税率の格差が、親会社と海外の関連会社との所得移転においては、法定税率の内外的格差が影響を及ぼす。ここでは、海外直接投資を念頭に法人税の国際化への対応について考える。

まず、企業が国境を越えて活動を行うことにより、投資国 (home country) と投資先の国 (host country) との間で二重課税が発生しないような仕組みが必要となる。そうした二重課税の調整方法としてこれまで、全世界所得課税 (Worldwide system) 方式と源泉地課税 (Territorial System) 方式の二つが提唱され、執行されてきた。ここでは二つの方式について、その背景を踏まえた説明を行った後、全世界所得課税方式の問題点を指摘し、全世界所得課税方式を採用しているアメリカでの対応について検討する。本稿のはじめに述べたように、日本は2009年から海外子会社配当益金不算入制度を導入したが、これは海外子会社の所得に関しては、二重

課税の排除方法として、全世界所得課税方式から源泉地課税方式に移行することを意味する。世界でもっとも高い法人税率をかかえてのこの課税方式の移行は、同じく高い法人税率を抱えたアメリカからは驚きの目で見られている。親会社から低税率国への所得移転をめぐるアメリカでの議論も参考としながら、経済の国際化に日本の法人税はどう対応すべきか考える。

日本企業からの海外直接投資を例として、全世界所得課税方式と源泉地課税方式について述べる。全世界所得課税方式は、海外子会社の所得を日本の親会社の所得に合算して課税する一方、海外子会社の所得に海外で課せられた税金は、日本国内での合算所得への課税額から控除 (外国税額控除) される仕組みである。したがって、海外投資を行っている日本の企業にとっては、海外どこで投資しても、そこであげた所得は日本の親会社の所得と合算されて課税される反面、海外で払った税額はもどってくるので、世界中でどこでも日本の法人率で課税されることになる。その結果、日本の海外直接投資は外国の法人税率に影響を受けることがなく、どこで投資するかは投資の税引き前の収益率の高さで決定されるので、全世界所得課税方式は、資本輸出に対して中立的であるといわれている。また、全世界所得課税方式では投資をする

企業の所在地、上記の場合であれば日本、の法人税が適用されることから、居住地課税原則による課税（Residence Principle）とも呼ばれている。

これに対して、源泉地課税方式では、日本からの海外直接投資に対して日本では税金をかけない。投資先の国でかかる税を払えば、税引き後の利益は日本に非課税で戻すことができる。したがって、この場合海外直接投資にかかる法人税は、外国の法人税だけなので資本輸入の中立性とよばれている。このように投資先の「領土内」で法人税負担が完結するので、この方式は Territorial System とか、国外所得免税方式と呼ばれるが、領土という言葉は問題の本質ではないので、課税方式の根拠となる源泉地課税原則（Source Principle）にもとづいた表現をここでは用いている。

このように全世界所得課税方式と源泉地課税方式は、それぞれ資本の輸出と輸入サイドに立った場合に成立する中立的な二重課税排除方式であると言える。しかし、以上はいわば建前であり、実際に施行されている全世界所得課税方式には、重大な問題が生じている。以下ではそうした問題として2点指摘したい。第1は、所得課税の本質的に係る問題で、発生ベースで海外子会社の所得に課税すべきか、海外子会社の所得が実際に親会社に送金された時点で税をかけるかの選択である。この選択に関して、アメリカや2009年以前の日本で採用してきた全世界所得課税方式では、送金ベースの課税することになっている。したがって、海外子会社の税引き後所得が、再投資を含めて海外で使われている限り親会社の所得とは合算して課税されないことになる。その結果、投資国の法人税率が投資先の国の法人税率より高い場合、投資を行っている企業には、手持ちに資金があるかぎり租税繰り延べを図り、海外で得た所得は海外で運用する誘因が働く。これが、全世界所得課税方式の第1の問題点である。

第2の問題は、外国税額控除の枠を巡る問題である。海外子会社から親会社に配当のあった場合、海外で払った税金が還付されるが（間接外国税額控除）、外国の法人税率が国内の法人税率よりも高い場合は、還付額が国内法人税額を超える分が外国投資への補助金となる。そこで、全世界所得課税方式では、外国税額控除額は投資先で払った税額までとされている。しかし、多くの国で海外投資をしていれば、低税率国と高税率国の所得をプールすることによって、税額控除の適用上限を超えた控除を実現することができる（Sholes, Myron, Mark A. Wolfson et al, 2002）。

このように全世界所得課税方式には、海外投資で得られた所得の租税繰り延べと外国税額控除の枠を使った（投資国の法人税率以上の）超過控除（excess credits）という問題がある。アメリカではさらに、事業体の選択による課税逃れが問題となっている。すなわち、外国では法人として登録しても、アメリカでは支店や組合など（法人税のかからない）パススルー事業体として登録することによって（check-the-box rule）、アメリカでの課税を繰り延べすることができる。こうした事業体のことをハイブリッド事業体と呼ぶが、そうした事業体を使った多くの節税方法が利用されている。

たとえば、アメリカにある親会社は、外国Aに子会社Aを作る一方、外国Aよりも法人税率の低い外国Bに子会社Aの子会社Bを作る。しかし、アメリカの歳入庁に対しては、子会社Bは子会社Aの支店Bであると登録する（check the box rule）。そして、外国Aからみれば子会社Bを通じて子会社Aに貸し付けが行われる。その場合、外国Aは子会社Bへの支払利子の控除を認める。一方、アメリカからみると子会社Bは、支店Bとして登録されていて法人ではないので、その受取利子への合算課税はなされない⁴⁾。これによって、所得を高税率国であるAから低税率国のBに移転することができ、その

4) 正確には、支店Bの受取利子に対して外国所得合算課税である「サブ・パートF条項」が適用されない。

図表 4 海外留保所得額 (2003 年財政年度末)

	企業	留保所得額 (100 万ドル)
1	Pfizer	38,000
2	ExxonMobil	22,000
3	General Electric	21,000
4	IBM	18,120
5	Merck	18,000
6	Hewlett-Packard	14,400
7	Procter & Gamble	14,021
8	Du Point	13,464
9	Bristol-Myers Squibb	12,600
10	General Motors	11,600
11	Shering-Plough	11,100
12	Chevron Texaco	10,541
13	Eli Lilly	9,500
14	PepsiCo	8,800
15	Altria Group	6,600
16	Coca-Cola	8,200
17	Intel	7,000
18	American Intl. Group	6,500
19	Wyeth	6,435
20	Alcoa	6,154
	上位 20 社合計	266,035
	調査対象 237 社合計	510,000

(出所) Almond, John A. and Martin A. Sullivan (2004), Table1.

過程で外国 A と外国 B の法人税率の差分の節税を実現することができる。この説明はアメリカ財務省の Office of Tax Policy (2000) によるが、そのほか事業体選択を使った多くの租税繰り延べの手法がまとめられている⁵⁾。

さらに、このような租税回避策に加えて、親会社で借入によって調達した資金で海外投資を行い、その支払い利子が親会社の利益から損金算入される場合には、投資国は税収確保どころか、海外投資に補助金をつけることになる。現実にはこの上さらに、価格操作などによって海

外の低税率国に所得が移転される可能性もあり、投資国における税収確保が重要な問題となっている。

このように全世界所得課税方式のもとでは、租税繰り延べが誘発されるが、その結果アメリカでは、海外所得の本国への送金が滞り、税収のみならず、企業の借入依存が増大するなど、資金調達のあり方にも問題が生じている。図表 4 は、JPMorgan のアナリストの推計したアメリカの主要企業の海外留保所得額であるが、2003 年において Pfizer 社や ExxonMobil 社が送

5) アメリカ企業の租税回避策についてのわかりやすい説明として、Sullivan (2004) がある。

金せず、海外に留保している所得は、それぞれ、380億ドルおよび220億ドルとなっている。調査対象の237社合計では、5100億ドルに達しており、アメリカでは、全世界所得課税方式による税の繰延べが、資金調達や税収の面で大きな問題となっているがうかがえる。

また興味深いことは、各社とも海外留保所得を急速に増やしているということである。Pfizer社の1996年における海外留保所得額は39億ドルであったが、2000年には140億ドルとなり、2003年には図表4に示されているように380億ドルと大きく増加している。ExxonMobil社も同様であり、1996年、2000年および2003年の海外留保所得額は、それぞれ62億ドル、140億ドルおよび220億ドルである(Almond, John A. and Martin A. Sullivan, 2004)。このようにアメリカでは、急速に膨れ上がった海外留保所得が、企業財務の健全性および税収確保の両面から重大な問題となっている。

こうした状況を背景として、1年を限って海外利益送金への特別優遇措置が取られた。すなわち、“American Job Creation Act of 2004”において、企業の選択する2004年か2005年いずれかの年に限って、海外から送金された配当への税率を35%から5.25%に引き下げることとした。これによって、海外から送金された配当は、2004年の500億ドルから、2005年には2440億ドルと約5倍に増大したと言われている。この間、企業の税引き前利益が16.4%増大していたのに対して、法人税収はそれを大きく上回って、39.5%増加していることから、課税繰延べをねらって海外に留保されている所得がいかに大きいか推測できる。このように、国際課税のあり方は、アメリカにおいて海外からの利益送金額だけでなく、法人税収にも大きな影響を与えており、企業課税を考える上でその国際的側面が重要となっている(Mullins, 2006)。

IV-2. アメリカの対応

以上、全世界所得課税方式の問題点とアメリカ

企業税の租税繰り延べの実態、および海外留保所得の国内還流を目的とした緊急策をみてきた。続いて、アメリカが経済の国際化に法人税をどう対応させようとしているのかについて、全世界所得課税方式のあり方をめぐる議論を中心にみていくことにする。

Joint Economic Committee (2005) は、全世界所得課税方式の問題を検討し、その報告書のなかで次のような結論を下している。「現在の全世界所得課税方式は、その欠陥からパラドックスを引き起こしている。すなわち、一方で、現行制度は企業に非常に有利に働き、資本輸出の中立性や税収確保の側面で重大な問題を引き起こしている。しかしながら、他方、源泉地課税方式と比較して、より複雑であり、納税者の意思決定にあたってより多くの歪みを引き起こしている(189ページ)。」

同委員会の報告書は、こうした認識の下に、アメリカにおける国際課税の改革は、制度の複雑さと、納税者の意思決定に及ぼす歪みをできるだけ小さくすることであると、そのためには、全世界所得課税方式より源泉地課税方式のほうが望ましいとしている。ただし、ここで重要なことは、改革にあたってきちんと税を確保することが強調されていて、源泉地課税方式を採用しても、これまで同様に海外子会社の受動所得(mobile income; passive income)などへの合算課税(サブ・パートF条項)を徹底することや、移転価格税制の厳格な適用の必要性を指摘している。

さらに、報告書では、全世界所得課税方式から源泉地課税方式への移行は、けっしてアメリカから海外への投資を促進するためでないと言明している。その鍵は、アメリカの親会社の所得から海外子会社に関わる費用の控除を限定することである。報告書では、この点について、「国外で非課税となる所得に対応する費用の親会社での損金算入を否認することによって、海外活動が増えればこの損金不算入部分が増えるので、投資やその他活動を海外に移すインセンティブに対してブレーキ

をきかすことができる (195 ページ)」と述べ、改革のねらいは、これまで海外に留保されてきた所得をアメリカに戻すこと、およびそれによって税収を確保することであることを行間になじませている。この報告書をもとに、大統領諮問委員会報告 (2005) は、世界所得課税から源泉地課税方式への移行について、より現実的な提言を試みている。その枠組みは次のようである。

- ・アメリカの被支配外国会社 (controlled foreign corporations, 以下 CFC) および支店の事業所得 (business income; active income) から親会社への配当は、非課税とする。
- ・親会社の受け取るロイヤルティや利子など、海外子会社で損金算入されるものは国内課税する。
- ・非課税となる海外子会社所得の創出のために親会社にかかった費用は、親会社における損金算入を認めない。そのための費用配分のルールを設ける。
- ・関連者取引に係る移転価格税制のより厳正な適用を図る。
- ・CFC および海外支店の受動所得は、合算課税対象所得とし (サブ・パート F 条項の適用)、全世界所得課税方式によって課税する。

このように、親会社の所得から海外事業に関わる費用の損金算入に厳しい制約 (disallowances) を課したうえ、源泉地課税方式を選択しようというのが、大統領諮問委員会報告の提案の趣旨である。源泉地課税方式の国際比較からみてもその内容は、厳しいものとなっている (Merill, Peter, Oren Penn et al, 2006)。こうした措置を設けることで、全世界所得課税方式から源泉地課税方式への転換は、全世界所得課税方式の抱えていた問題を改善しつつ、税収も失うことなく、増え続ける海外留保所得をアメリカに戻すための一つの工夫となっている。

大統領諮問委員会報告 (2005) を契機として、

アメリカでは法人税の国際化への対応について活発に議論が展開されている。税制の専門誌だけでなく、下院歳入委員会 (2006,2010) や上院財政委員会 (2008) でも、この問題をめぐって再三公聴会を開催し、研究者、事務家に政府部内の専門家も加わって密度の高い議論がなされている。膨大かつさまざまな意見が提出されているが、筆者にはそのなかで、Avi-Yonah (2009, および 2010 年下院歳入委員会公聴会) が多くの議論を包含しつつ、かつ改革への展望を持った議論をしていると思われる。

Avi-Yonah (2009) は (Xilinx 事件の控訴審判決を踏まえて)、無形資産から生じる所得がアメリカの親会社からアイルランドなどの低税率国に流出することを移転価格税制によって阻止することはますます困難となったことを指摘したうえで、今後の国際課税のあり方について次のように述べている。まず、国際化した経済のなかでは、アメリカに居住地のある会社が外国で活動するが常態であり、また法人は居住地で投票を通じてその意思を表明できるわけではない。一方、外国で事業を行う時、道路や通信などのインフラや法律の整備をはじめ、外国政府からさまざまな便益を享受する。したがって、一般論として、法人税は居住地原則よりも、実際に活動して所得を生んでいるところで課税されるべきである。すなわち、全世界所得課税より源泉地課税が望ましい。また、源泉地課税のプラス面としては、外国子会社の配当を親会社に還流する際の障害がなくなること、および外国税額控除がなくなり煩雑な手続きが省かれることなどがあるが、そのほか、親会社の所得から海外会社に係る費用の損金算入否認ができることから、(親会社の所在する) 国内の税収が増えることも期待できる。

しかし以上は原則であり、Avi-Yonah (2009) は、アメリカは全世界所得課税から源泉地課税に移行すべきでないと主張する。それは、「移転価格税制の改革をしないまま源泉地課税に以降すれば、アメリカから海外へ所得移転する誘因はさらに増加し、アメリカの法人税収はさ

らに減少する（863ページ）」からである。

このように、大統領諮問委員会報告（2005）以降の多くの議論は、全世界所得課税から源泉地課税への移行を原則としては是とするものの、その前提条件として、合算課税や移転価格税制の適正化が不可欠であると主張している。いわば、源泉地課税の採用のためには、まだ超えなければならないハードルがあるという意見である。

また、アメリカの所得の海外への移転について、よく指摘されていることは、そもそもアメリカと低税率国間の法人税率の格差が大きすぎることから、そうした問題が生じているということである。したがって、問題を根底から直すためには、アメリカの法人税率を下げる努力が必要となる。そのためには、新しい税源として付加価値税を導入すべしという議論もあるが、より現実的には、法人税自身のなかで税収を確保し、税率引下げを目指すべきであるということになる。具体的には、すでに何度も指摘していように、親会社の所得から海外子会社に係る費用の控除に制限を設けたり、海外に留保され、租税繰り延べされている所得を親会社の所得と合算して課税することにより税収増を図り、その増税分で税率を下げ、アメリカから低税率国に所得移転をする誘因を減らすべきだという主張となる。

実際オバマ政権は、こうした法人税の課税強化にむけて改正案を提出している。すなわち、2009年度の予算書においては、下記の提案がなされている。①事業体選択の制限、②研究と実験に係る費用以外の損金算入の繰延べ、③外国税額控除制度の彼此流用（cross-crediting）規制、④移転価格税制の対象となる無形資産の明確化、⑤コーポレートインバージョンした企業による earnings stripping の規制

である。2010年度では、2009年度の①は落とされたが、新たに下記の提案がなされている。①海外で租税繰り延べされている所得に係る利子控除の繰延べ、②無形資産の低税率国への海外移転による過大利益への合算課税⁶⁾。

このように海外に移転され、租税をまぬがれたままの所得に対して、失地回復的な課税強化が図られている。それに対して、「比較可能取引が存在しないなかで独立企業間価格に基づく移転価格税制は、バックなしにホッケーをやるようなものだ」（Sullivan, 2010）と揶揄されほど移転価格税制への風当たりは強くなっている。そこで、移転価格制度に頼らず、海外子会社の所得を親会社の所得に合算して（租税繰り延べを一切認めず）、一気に課税しようとする考え方もでてきている。すなわち、全世界の関連企業の所得を連結し、そのうえで一定の公式によって親会社の存在するアメリカでの所得を算定し、それに課税ベースとしようとするものである（Avi-Yonah and Clausung, 2007）。

そうした課税方式のことを「公式に基づく配分（Formulary Apportionment）」と呼ぶが、売上額、資産、従業員数などのような指標に基づいて連結所得を配分すべきなのか、各国の配分基準が異なれば二重課税が生じるのではないかなど、難題が残されている。しかし、そもそも参照すべき取引がないことがその属性である無形資産の評価を独立企業間価格に基づく移転価格税制によって試み、それでも生じる低税率国への所得移転をあと知恵まで（無形資産の取引後の評価額）用いてふさごとさらなる手法を導入し、その結果実質的に公式に基づく配分と同等に近い方法が採用されるのであれば、移転価格税制をバイパスした国際課税方式を真剣に考えるときがきているのかもしれない（下院歳入委員会公聴会, 2010）。

6) アメリカ財務省, General Explanations of the Administration's Fiscal Year 2009 Revenue Proposals および同2010年度版による。

IV-3. 日本の対応

全世界所得課税方式から源泉地課税方式への移行を提案した大統領諮問委員会報告(2005)をきっかけとしてアメリカでは、法人税のあり方について議論が沸騰している。それに対して日本では、本論文の冒頭でふれたように、外国子会社配当益金不算入制度の導入、すなわち(支店を除く外国子会社について)全世界所得課税方式から源泉地課税方式への改編、が2009年度からなされている。そして、2010年度からは外国の法人税率や企業の事業実態に対応する形で、外国子会社合算税制の改正がなされている。ここでは、以上の改正の概略を記したうえで、その評価および今後の課題について述べる。

外国子会社配当益金不算入制度とは、

- ・内国法人の持株割合25%以上で保有期間6か月以上の外国子会社を対象として、
- ・外国子会社から受け取る配当額の95%を益金不算入とする

制度である。ここで、95%の損金不算入となっているのは、外国子会社から受け取った配当を全額不算入としたうえ、配当を受け取る際の費用も損金算入されれば二重の控除となるため、受け取りにかかる費用を配当の概略5%として、その分の損金算入を認めないとしたためである。

外国子会社合算税制は、日本の居住者や企業が合計で50%以上出資している子会社(特定外国子会社:CFC)に対して適用される制度であるが、下記の改正がなされた。

- ・いわゆるタックス・ヘイブんとみなすトリガー税率(租税負担割合)を25%から20%に引き下げ、それ以下の国・地域の特定外国子会社の所得を合算対象課税とする。
- ・統括機能を果たしている事業持株会社と物流持株会社の所得は合算対象外とする。
- ・適用除外を受ける場合であっても子会社の受け取る「資産性所得」は親会社の所得とみな

して、合算課税する。ここで資産性所得とは、保有割合10%未満の株式等の配当と譲渡益、債券利子と譲渡益、債券の償還差益、特許権などの使用料、および船舶・航空機のリース料である。

このように国外子会社に対して、非常にシンプルな形で源泉地国課税方式が適用される。また、これまでアメリカ議会の公聴会で繰り返された白熱した議論を振り替えると、世界一高い法人税率の日本でなぜ全世界所得課税から、この時期に源泉地国課税方式に変更するのかという疑問も生じる。以下では、日本において全世界所得課税方式から源泉地国課税方式への改革を必要とする真の意味を考える。

まず、この改正を提案した経済産業省の国際租税委員会(2008)に添付されている付属資料に基づいて、改正理由をみることにする。説明のポイントをたどると、要点は下記のように思われる。

- ・我が国企業は、海外子会社利益の多くを国内に資金還流せずに海外に留保する傾向が見られ、近年海外の内部留保額は急増。
- ・他方、海外現地法人からの受取配当金の伸びは微増にとどまっている。
- ・税制が一因となって、海外利益が過度に海外に留保される恐れ。
- ・従って、海外子会社利益の国内還流に際して税制上の障害を取り除く、国際租税制度改革を行うべき(海外子会社からの配当について、全世界所得方式の下での外国税額控除から、国外所得免除方式への移行)
- ・この税制を導入しても、現行制度でも課税できていない海外留保所得を、非課税で還流するにすぎない。このため、基本的には財政には影響が出ない。
- ・『海外市場の獲得→国内への資金環流→国内でのイノベーション』の好循環の構築

このように改正理由は、海外で留保されて

いる日本の国外子会社の所得の還流を促進することに尽きるようである。海外留保所得額の配当を通じる国内還流の実態については、業種別や代表的な企業などについての分析も必要であるが、本論文でも述べてきたように、全世界所得課税による租税繰り延べ、その結果としての海外留保所得の増加は仕組みの問題としては理解できる。しかし、「国内還流に際して税制上の障害を取り除く」税制は同時に、国内所得を海外に移転させる誘因を高める税制でもあることも確かである。この点こそアメリカでの白熱した議論の中心にあった問題である。また、国外所得免税としても、「現行制度でも課税できていない海外留保所得を、非課税で還流するにすぎない。このため、基本的に財政には影響が出ない」という指摘は、租税繰り延べについて正しい見解ではない。海外留保所得が未来永劫国内還流しない場合、国内課税はなされないが、一般的にはいつか環流された時点で、内外税率格差分の国内課税がされ、その分は財政に寄与する。

このように改正理由には、見落とされている問題や正すべき部分もあるが、ポイントはなぜ、今、源泉地課税なのかである。租税繰り延べによって海外に滞留している所得の還流を促進することは、明らかに大切な理由である。しかし、それならばアメリカで行ったようにまずは、1回そうした措置を行ってみることもできる。世界一高い法人税でありながら、なぜ、今の日本で源泉地課税なのかを説得的に説明するには、源泉地課税でなければならない理由を正面から提示すべきではないのか。

これまでの本論文の議論を踏まえて、筆者は源泉地課税でなければならない理由は十分にあると思う。と同時にその実施にあたっては、その他部分の相当の改革が必要であることを指摘したい。

まず、日本の現在おかれている状況から出発する。国際化、それを背中で押すような円高のなかで日本企業の海外直接投資は増大し

ている。投資先は全世界といっても、地勢的にみても、これからの市場の拡大をみても、日本企業の主戦場はアジアであろう。そこでの法人税率は、中国25%、韓国22%、台湾20%、シンガポール17%、香港16.5%である（財務省資料、2010年1月現在）。もし、外国子会社合算税制の2010年改正がなければ、これら諸国はすべてタックスヘイブンとなっていたところである。また、これら国に投資を行っている諸国はアメリカを除いて、ほとんどは源泉地課税方式を採用しているか、韓国のように全世界所得課税を採用しているか、自国の法人税率が十分低いので、租税繰り延べを引き起こしているとは考えられない。

こうした状況で海外に投資した日本企業は、投資先の国内の企業と海外からの企業と競争をしなければならない。源泉地課税原則とは、そうしたなかであって、税負担をその他法制度と同様に、投資先の国のなかで完結したものとすることに本質がある。換言すれば、投資先の国で日本の企業が、その他企業とイコール・フットイングで競争できる環境を提供することに意味がある。投資収益についても、再投資に向けるか、日本に還流するかなど投資先の国の法制度のもとで、もっとも有効な活用を図ることができるようにするべきである。だから、今、源泉地課税とするべきなのではないだろうか。その結果、日本国内に資金が還流するのであればよし、そうではなく国外で資金がまわってもそれもまたやむを得ない。問題なのは、日本企業の競争力を削ぐことがないようにすることである。グローバル化した経済では、日本企業の生産性が増大し、それが雇用を含む日本の国内経済に最終的にはプラスの効果を生むと考えられる。

ただ、現実原則だけでは終わらない。世界一高い法人税率のままで源泉地課税に移行するのであれば、アメリカにおける議論で明らかのように、十分な準備が必要である。全世界所得課税の時より、源泉地課税のもとでは節税を目的とした日本国内から海外への所

得移転が図られると思われるが、具体的には、それにどう対応するかである。ここでの論点として、以下3点を指摘したい。

第1に実態分析が必要である。アメリカでは、企業の国内と低税率国における雇用数や売上額の割合と比べて、所得に関して、低税率国の割合がどれほど高くなっているかなどの分析を通じて、所得移転の実態を明らかにしようとしている。そうした状況証拠に基づいて、多くの論者は移転価格を通じる海外への所得移転が目に見えぬものとして、議論を進めている（Sullivan, 2010）。日本でもそうした事態となっているのか、実態を明らかにすることが大切である。

第2に節税目的の海外への所得移転に対して、現行制度をもって臨むとすれば、移転価格税制や外国子会社合算税制の強化が不可避である。このうち、無形資産を使った所得の海外移転を移転価格税制によって対処できるのか、日本の具体的なケースをもとにその可能性（困難）を明らかにする必要がある。また、アメリカやEUで行われている「公式に基づいた配分」（Formulary Apportionment）の議論も参考となるであろう。

外国子会社合算税制については、2010年に合算課税適用除外基準（entity approach）に加えて、（適用除外された）実体のある外国子会社であっても、所得基準にしたがって資産性所得は合算対象となった（income approach）。これ自身は、適用除外基準の改善に役立ったが、問題はトリガー税率を20%以下に引き下げた結果、日本よりはるかに低い税率であっても合算課税の対象とならない国が増え、資産性所得（受動所得）を使った租税繰り延べのチャンスが広がったことである。こうした事態に対処するには、適用除外基準と所得基準を組み合わせたハイブリッドの仕組みが有効なのか、それともトリガー税率をずっと上げ（アメリカのように国内税率の90%など）、その一方で、適用除外基準を廃止し、所得基

準に一本化して租税繰り延べの乱用に対抗すべきなのか、課題が残されたと思われる。

第3にもっとも避けなければならない状況は、日本の企業が法人税率はいつまでも下がらないと考え、全世界所得課税から源泉地課税となった機会をとらえて、移転価格などを通じて低税率国への所得移転に拍車をかけようとする行動に走ることである。それでは、日本企業の競争力を上げるために、アメリカがどうしても踏み切れないでいる改革を大英断をもって行った目的に逸脱するだけでなく、源泉地課税への移行はたんに税の抜け穴を広げてしまうことになってしまう。

そうした事態を回避するためには、上に述べた適切な課税強化によって得られた財源をもとに、法人税率の引き下げを積極的に図っていかなければならない。企業もまた、改革の真意は、日本の企業が世界で伍していける環境を税制サイドでも作ろうしていること、そして、移転価格税制や外国子会社合算税制の適正化は、問題の根源である法人税率の引き下げのために行っているのだという理解を共有すべきである。法人税率はどうせ下がらないという「期待」が原因となり、税収が確保されず、その結果その期待が実現し、企業は所得の海外移転のいっそうの強化を図るような、日本経済にとっては、負の連鎖はなんとしても回避しなければならない。

このように法人税率を下げる財源は、まずは法人税のなかから生み出す工夫と努力が求められている。また、すでに述べように、そうした工夫をするなかで法人税だけではなく、個人の配当やキャピタルゲイン課税の適正化（暫定的に引き下げられ現在10%となっている税率を20%にもどすことなど）を行い、それらを原資として法人税率の引き下げを図っていくべきである。そして、政府においては、その先に法人税、資産課税だけでなく、日本の税制全体の見直しがあるというビジョンを持つことが大切である。

V. おわりに

経済の活性化、日本企業の国際競争力の強化のために法人税率の引下げが差し迫った課題となっている。田近（2010b）は、日本の法人税負担の実態を踏まえて、税率引き下げのための改革の方策を示した。本論文は課税ベースと国際化への対応の二つの観点から改革の基礎となる考え方を示し、日本の法人税の設計を試みた。

課税ベースについては、法人税率が企業の意味決定とさまざまな形でかかわっていることから出発した。すなわち、立地選択、投資額および所得活用の3つの決定すべてに法人税が関わっている。そのうち、経済学のサイドからは投資額に関する中立的な税制に力点をおいて研究と政策提言がなされてきた。結果はキャッシュフロー課税が中立的な税制としてもっともふさわしく、それを実現するための多くの提案がなされている。一見所得課税のように思われても、その本質はキャッシュフロー課税であるような提言もなされている。

それに対して、本論文の主張は企業の意味決定は中立的な税制の射程に収まらず、現在では、国を越えた立地選択や税引き後利益の活用がむしろ主たる課題となってきたということである。新規投資だけではなく、既存の投資の負担軽減も重要であり、税負担の軽減を通じる企業価値の増加も必要である。こうした観点から日本が必要としているのは、所得課税をキャッシュフローをベースとした税制に近づけることはでなく、所得課税を維持しつつ、課税ベースを徹底的に広げることによって、税率を引き下げることである。

国際化した経済における法人税の対応については、あるべき課税方式として、全世界所

得課税方式と源泉地課税方式の原則と現実の検討から始めた。事業体選択や移転価格などを駆使した低税率国への所得移転が増大した結果、アメリカ国内の法人の課税ベースは大きく浸食されている。そうしたなかで全世界所得課税方式を維持しつつ、必死の取り組みがなされている様子を見た。それに対して日本は、世界一高い法人税率の是正に先立ち、源泉地課税方式の採用に踏み切っている。

そもそも法人税は、企業活動の行われるところで完結するべきだということ、また、日本の企業が海外で現地企業や海外企業と競争していくためにも源泉地課税方式が望ましい。しかし、ここでもまた世界一高い法人税率が問題の根底にあることを考えると、直接投資に係る移転価格税制や外国子会社合算税制の見直しを図り、そこで上がった税収を税率の引下げの原資とする改革が必要である。そのためには日本企業の内外の雇用数、売上額や収益の比較分析が不可避である。また、そうした実態に基づきつつ、無形資産の評価や費用分担を通じる所得の海外移転を移転価格税制によって対処することができるのかについても検討を行うことが必要である。

以上、課税ベースと国際化への対応の二つの観点から日本の法人税の設計を試みた。この二つの課題に共通なことは、法人税率引き下げの財源をまずは、法人税の思い切った改革によって、いわば自分のなかから作り出すことである。それは同時に、国際化した経済において、日本の法人税改革にもっとも求められていることは、税率の引き下げであることを政府も企業も共通して理解しなければならないことを意味している。

参 考 文 献

- Alan J. Auerbach, M. P. Devereux, Simpson. H. (2008) , Taxing Corporate Income Tax, Prepared for the Mirrlees Review, *Reforming the Tax System for the 21st Century*.
- Almond, John A. and Martin A. Sullivan, (2004) , While Congress Dawdles, Trapped Foreign Profits Surge, *Tax Notes*, June 28, 1587-1592.
- Arnold, Jenés, (2008) , Do Tax Structure Affect Aggregate Economic Growth?, Empirical Evidence from a Panel of OECD countries, *OECD Economic Department Working Papers*, No. 643
- Avi-Yonah, Reuven, (2009) , Xilinx and the Arm's-Length Standard, *Tax Notes International*, June 8, 859-853.
- Avi-Yonah, Reuven and Kimberly A. Clausing, (2007) , Reforming Corporate Taxation in a Global Economy: A Proposal to Adopt Formulary Apportionment, *Hamilton Project*, Brookings Institution.
- Boskin, Michael J. (2010) , Time to Junk the Corporate Tax, Nobel Laureate Robert Lucas says reform would deliver great benefits at little cost, making it “the largest genuinely true free lunch I have seen,” *Wall Street Journal* , 5月6日記事。
- Chamley, Christophe, (1986) , Optimal Taxation of Capital Income in General Equilibrium Models with Infinite Lives, *Econometrica*, 54: 607-622.
- Hall E. Robert and Alvin Rabushka, (1995) , *The Flat Tax*, second edition, Stanford: Hoover Institution Press.
- Kleinbard, Edward, (2007) , Rehabilitating the Business Income Tax, *Hamilton Project*, Brookings Institution,
- Lucas, Robert, (1990) , Supply-side Economics: an Analytical Review, *Oxford Economic Papers*, 42, No.2, 293-316.
- Meade Committee, (1978) , *The Structure and Reform of Direct Taxation (Report of a committee chaired by Professor J.E. Meade)* ,Institute of Fiscal Studies.
- Merill, Peter, Oren Penn et al, (2006), Restructuring Foreign-Source Income Taxation: U.S. Territorial Tax Proposal and the International Experience, *Tax Notes*, May 15, 799-812.
- Mullins, Peter, (2006) , Moving to Territoriality? Implications for the United States and the Rest of the World, *IMF Working Paper*, WP/06/161.
- Neubig, Tom, (2006) , Where's the Applause? Why Most Corporations Prefer a Lower Rate, *Tax Notes*, April 24, 483486
- OECD, (2007) , *Fundamental Reform of Corporate Income Tax*, OECD Tax Policy Studies,
- Sholes, Myron, Mark A. Wolfson et al, (2002), *Taxes and Business Strategy: A Planning Approach* (Second Edition) , Upper Saddle River.
- Sorensen, Peter B, (2006) , Can Capital Income Taxes Survive? And Should They?, *CESifo Working Paper* No. 1793.
- Sullivan Martin, A, (2004) , International Tax Planning: A Guide to Journalists, *Tax Notes*, October 4, 32-36.
- , (2008) , Beyond the Conventional Wisdom: Rate Cutting Beat Expensing, *Tax Notes*, January 28, 458-467.
- , (2010) , Transfer Pricing Is Job-Killing Corporate Welfare, *Tax Notes*, August 2, 461-468.
- The President's Advisory Panel on Federal Tax Reform, (2005) , *Simple, Fair, & Pro-Growth: Proposals to Fix America's Tax System*.
- United States Congress, Joint Economic Committee, (2005) , *Options to Improve Tax Compliance*

- and Reform Tax Expenditure.*
- United States Department of Treasury, (2007), *Approaches to Improve the Competitiveness of the U.S. Business Tax System for the 21st Century.*
- United States Department of Treasury, (1992), *Integration of the Individual and Corporate Tax Systems: Taxing Business Income Once.*
- United States Department of Treasury, Office of Tax Policy, (2000), *The Deferral of Income Earned Through U.S. Controlled Foreign Corporations: A Policy Study.*
- United States House Committee on Ways and Means, (2006), Subcommittee of Revenue Measures June 22.における, *The Impact of International Tax Reform on U.S. Competitiveness*, をテーマにした公聴会における, Glenn R. Hubbard, James R. Hines, Craig R. Barrett, Michael Graetz, Paul W. Oosterhuis, および Stephen E. Shay らによる証言。
- United States House Committee on Ways and Means, (2010), *Hearing On Transfer Pricing Issues*, July 22. における Stephen E. Shay, Tom Barthold, Martin Sullivan, William Morgan. Reuven Avi-Yonah および James R.Hines らの証言。
- United States Senate Finance Committee, (2008), *Hearing on The Foundation of International Tax Reform: Worldwide, Territorial, and Something in Between*, June 26 における James R. Hines, Stephen E. Shay, Robert H, Dilworth らの証言。
- Warren, Alvin C., (2008), *The Business Enterprise Income Tax: A First Approach, Tax Notes*, February, 921-939.
- 国際租税委員会, (2008), 『我が国企業の海外利益の資金還流について～海外子会社からの配当の益金不算入制度の導入に向けて～<国際租税委員会 中間論点整理>』, 事務局：産業省貿易経済協力局貿易振興課
- 田近栄治・八塩裕之, (2010a), 「個人住民税改革による地方税源の確保」, 『税経通信』, 第65巻第10号, 17-30 ページ
- 田近栄治, (2010b), 「日本の法人税改革—課税の実態と改革の道筋—」, 『税経通信』, 第65巻第8号, 17-34 ページ
- 田近栄治・八塩裕之, (2010c), 「税収の確保と格差の是正—給付付き税額控除制度の導入」, 土居丈朗編, 『日本の税をどう見直すか』, 第2章, 59-87 ページ, 日本経済新聞社。
- 田近栄治, (2004), 「外形標準課税の検証—都道府県にふさわしい税源か—」『税経通信』第59巻第4号, 17-29 ページ
- 田近栄治・古谷泉生, (2001), 「動学的資本所得課税—移行過程を含んだ分析—」, 『経済研究』第52巻第1号, 2001年, 31-39 ページ
- 田近栄治・油井雄二, (2000), 『日本の企業課税—中立性の視点による分析—』, 東洋経済新報社。
- 田近栄治, (1996), 「フラットタックスの系譜」, 『税経通信』, 第51巻第15号。